

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一八〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一八〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一八〇
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一八二
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一八二
- 公 告**
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一八二
- 一般競争入札を行う件 一八三
- 福島県公安委員会 一八三
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 一八四
- 福島県選挙管理委員会 一八四
- 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 一八四

告 示

福島県告示第二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年八月二十日から同年十二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀 雅 雄

二 変更した事項

ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友

職務執行者 ミッチェル・ウェイ・スレーブ

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレ

ドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

三 変更した年月日

平成三十一年三月十五日

四 届出年月日

令和元年七月二十九日

五 届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年八月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイユーエイト新八島田店 福島県福島市南沢又字中道南一番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千軒平溜池土地改良区から令和元年七月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月九日認可した。

令和元年八月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県告示第二百二十四号

(農村計画課)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

福島市御山字信夫山二の五・六の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

福島市妻夫石二の六・三の五・四の三・御山字信夫山二の五・六の五・六の七・字妻夫石五の六・六の五・七の九・七の一〇(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

一項の規定により、双葉町から双葉都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第83号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年8月20日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 アーカイブ拠点施設移動棚・中量棚 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月31日（火）
- (4) 納入場所 （仮称）東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年9月18日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年9月18日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和元年8月20日（火）から同年9月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年8月27日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年8月27日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年10月9日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile and medium duty shelving units for Archives 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 9 October 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 October 2019

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 20 日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第 3 号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和 32 年福島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 13 号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

別表第 2 南相馬警察署の部上真野駐在所の項中「浮田、牛河内、岡和田、御山、上栃窪、小池、小山田、榑原、角川原、栃窪、山下、横手（字飯盛松、字大原、字唐神、字川原前、字北ノ内、字北畑、字北原田、字御所内、字白坂前、字新原田、字神明原、字大門、字鶴蒔、字寺前、字堂前、字西畑、字西原田、字八斗蒔、字原田、字広谷地、字蒔田、字利正寺迫に限る。）」を「上栃窪、栃窪、御山、角川原、横手（字北畑、字神明原、字原田、字御所内、字北原田、字大門、字飯森松、字利正寺迫、字八斗蒔、字西原田、字唐神、字白坂前、字広谷地、字西畑、字鶴蒔、字大原、字寺前、字蒔田、字川原前、字神前田、字北ノ内、字白坂及び字新原田に限る。）、山下、浮田、岡和田、牛河内、小山田、小池及び榑原」に改め、同部太田駐在所の項中「片倉、矢川原、上太田、中太田、下太田、牛来、益田、高、鶴谷、小木迫」を「陣ヶ崎、小木迫、鶴谷、高、益田、下太田、牛来、中太田、上太田、矢川原及び片倉」に改め、同部北長野駐在所の項中「大谷、大原、押釜、北長野、北新田、信田沢、高倉、長野、深野」を「押釜、高倉、大谷、大原、信田沢、深野、長野、北長野及び北新田」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 13 号の改正規定は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(警 務 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十二号
福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第九條第一項、第一百條第一項、第一百一條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。
令和元年八月二十日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊 博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉鎖 年 月 日
医療法人三愛会 池田温 泉病院	須賀川市西川字隠久保一 三六番地	平成三二年三月三二日

